自己評価に関する規則

平成27年4月1日 規則第6号 改正 平成28年4月1日規則第42号 平成29年3月30日規則第83号 令和2年3月26日規則第19号 令和4年5月27日規則第4号 令和4年9月28日規則第9号

令和7年3月17日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)における自己評価の実施に関して、その具体的な方法を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 自己評価は、次の各号に定める方針により行う。
 - (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)、独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)を踏まえ、国が機構に提示した中長期目標の達成状況を明らかにし、業績に係る説明責任を果たすとともに、機構が実施する業務について厳正な評価を実施し、運営上の改善事項を抽出すること等によってより効果的な業務運営実施及び改善を図ることを目的として実施するものとし、その結果を内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出するものとする。
 - (2) 別に定める機構の実施する研究開発事業評価及び研究開発課題評価と有機的に連携させる。

(自己評価の実施方法等)

- 第3条 自己評価の実施方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 自己評価は、機構の実施する個々の業務それぞれについての実施状況・業務実績を 明らかにするとともに、これらの結果を踏まえて機構の運営全般についての総合評価を 行うことにより実施するものとする。
 - (2) 自己評価は、機構が主体となって実施する。
 - (3) 自己評価は、毎事業年度の終了後に実施するものとする(年度評価)。ただし、中長

期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度については、中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績評価(見込評価)及び中長期目標の期間の最後の事業年度については、中長期目標の期間における業務の実績評価(期間実績評価)、並びに独立行政法人通則法第35条の6第2項に定める中間期間における業務の実績評価(中長期目標期間中間評価)を別途実施するものとする。

(自己評価の視点)

- 第4条 自己評価は、次の各号に掲げる視点により実施するものとする。
 - (1) 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上
 - (2) 業務運営の効率化
 - (3) 財務内容の改善
 - (4) その他

(自己評価の体制)

第5条 第2条第1号の目的を達するため、理事長は自己評価委員会を置くとともに、研究・経営評議会による外部評価を実施する。

(自己評価委員会)

- 第6条 自己評価委員会は自己評価を行い、その結果を自己評価書案としてとりまとめるものとする。
- 2 自己評価委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
 - (1) 委員長は、理事長とする。
 - (2) 委員は、理事、執行役、統括役、推進役及び部長をもって構成する。ただし、委員 長は、必要に応じて自己評価委員会の構成員を追加することができる。
 - (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。 (外部評価)
- 第7条 理事長は、自己評価書案について、研究・経営評議会の意見を聴くものとする。
- 2 研究・経営評議会の委員は、国民の立場に立って、第4条各号に掲げる視点から意見を 述べるものとする。
- 3 研究・経営評議会の委員は、次のいずれかに該当する場合は、評価(当該事業等又は研 究開発課題に係る事項の評価の部分に限る。)に加わらないものとする。
 - (1) 委員が機構の事業等に係る運営方針案の決定、進捗管理の実施等を担当している場合
 - (2) 委員が機構の研究開発課題における研究開発代表者である場合

(3) その他、研究・経営評議会において評価に加わらないことが適当であると判断された場合

(評価結果の取扱い)

- 第8条 評価結果の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 評価結果は、現行の中長期計画又は年度計画の見直し、次期以降の中長期計画又は 年度計画の策定、機構内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分、業務 手法の見直し、役職員の処遇等に活用するものとする。
 - (2) 評価結果及びその反映状況は、できる限り国民にわかりやすい形でまとめて公表するものとする。

(自己評価関連業務実施体制)

第9条 自己評価に必要な業務は、経営企画部計画・評価課が組織規程(平成27年規程第4 号)第10条に定める関係部室の協力を得て実施する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第83号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月26日規則第19号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和4年5月27日規則第4号)
- この規則は、令和4年5月27日から施行する。 附 則(令和4年9月28日規則第9号)
- この規則は、令和4年10月1日から施行する。 附 則(令和6年9月25日規則第6号)
- この規則は、令和6年10月1日から施行する。 附 則(令和7年3月17日規則第27号)
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。